官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務一一）　一
〔その他告示〕
○水底線路の保護区域を指定する等の件（総務三九）　九
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇、三二、三三、三五）　一〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三一）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三四）　一三
○岡南飛行場の施設変更許可申請があった件（国土交通二五四）　一三
〔官庁報告〕
岡南飛行場の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月五日

総務大臣　林　芳正

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節の三十一　略］	［第一節～第四節の三十一　同上］
第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）	第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）
第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）	
［第五節～第九節　略］	［第五節～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（副次的に発する電波等の限度）	（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条　［略］	**第二十四条**　［同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
12　四一GHzを超え四二GHz以下、四三・五GHzを超え四五・五GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。	12　四一GHzを超え四二GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。
［13～35　略］	［13～35　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	**第四章**　［同上］
［第一節～第四節の三十二　略］	**［第一節～第四節の三十二　同上］**
第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備	［新設］
（四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局の無線設備）	
第四十九条の三十五　四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システム（四三・五〇二GHzを超え四三・七七四GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の駅、操車場、車庫その他これらに類するものに開設する基地局が列車に設置された受信設備との間で主として画像伝送を行うための無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31㉕及び別表第二号第82において同じ。）の基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
一　通信方式は、同報通信方式又は単向通信方式であること。	
二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。	

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、四三・五二GHz、四三・五六GHz、四三・六GHz又は四三・六四GHzであること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、四三・六GHz又は四三・七二GHzであること。

四　空中線電力は、一ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三八デシベル以下であること。

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一二〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

（四三GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十六　四三GHz帯列車無線システム（四三・五二二GHzを超え四四・三一八GHz以下又は四四・八四二GHzを超え四五・四七八GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の線路敷地内に開設する基地局と列車に開設する陸上移動局との間で無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31⑸及び別表第二号第82において同じ。）の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は複信方式であること。

二　変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

⑴　基地局の無線設備　四四・八六GHz以上四五・四六GHz以下の周波数の電波であつて四四・八六GHz及び四四・八六GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・五四GHz以上四四・三GHz以下の周波数の電波であつて四三・五四GHz及び四三・五四GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1)　基地局の無線設備　四四・九四GHz以上、四五・三GHz以下の周波数の電波であつて四四・九四GHz及び四四・九四GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2)　陸上移動局の無線設備　四三・八二GHz以上四四・一八GHz以下の周波数の電波であつて四三・八二GHz及び四三・八二GHzに一二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

四　空中線電力は、六〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ　基地局の無線設備　四〇デシベル以下

ロ　陸上移動局の無線設備　三五デシベル以下

六　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の（±）一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一二〇MHz離れた周波数の（±）五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(15)　略］

別表第一号（第５条関係）

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

［(1)～(15)　同左］

⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの　⑬及び⑮に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）	⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの　⑽及び⑿に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）
［⑰～㉔　略］	［⑰～㉔　同左］
㉕　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの無線局及び43GHz帯列車無線システムの無線局　50（10^{-6}）	［新設］
［32～58　略］	［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～81　略］	［第１～81　同左］
第82　43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局又は43GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を使用する場合には、電波の型式に冠して表示する。	［新設］
１　チャネル間隔が40MHzのもの　36MHz	
２　チャネル間隔が120MHzのもの　108MHz	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等）	（特定無線設備等）
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
［一～八十一　略］	［一～八十一　同上］
八十二　設備規則第四十九条の三十五においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局の無線設備	［新設］
八十三　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの基地局の無線設備	［新設］
八十四　設備規則第四十九条の三十六においてその無線設備の条件が定められている四三GHz帯列車無線システムの陸上移動局の無線設備	［新設］
［２　略］	［２　同上］
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同上］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	
	比吸収率	比吸収率測定装置	
	入射電力密度	電界強度測定器	
	吸収電力密度	比吸収率測定装置	
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	
	プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	

四				
特定無線設備の種別				
第二条第一項第八十一号の号の無線設備	第二条第一項第八十二号の号の無線設備	第二条第一項第八十三号の号の無線設備	第二条第一項第八十四号の号の無線設備	
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	

(3)　［同上］

ア　［同上］

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	
	比吸収率	比吸収率測定装置	
	入射電力密度	電界強度測定器	
	吸収電力密度	比吸収率測定装置	
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
	変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ	
	プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	

四	
特定無線設備の種別	
第二条第一項第八十一号の無線設備	
○	
○	

搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	受置装信 副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
					○			○				
					○			○				
					○			○				
					○			○				

搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力	送信速度	受置装信 副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス
低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
					○			○				

	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ				
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計				
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計				
	局部発振器の周波数変動	周波数計				
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ
第２条第１項第82号に掲げる無線設備	ＴＰ
第２条第１項第83号に掲げる無線設備	ＴＢ
第２条第１項第84号に掲げる無線設備	ＴＭ

［５　略］

	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ				
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計				
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計				
	局部発振器の周波数変動	周波数計				
	ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第81号に掲げる無線設備	ＷＲ

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、令和七年総務省告示第三百三十三号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第一号及び第二号に係る水底線路の保護区域の指定は解除する。

令和八年二月五日

総務大臣　林　芳正

第一号

一　敷設区間

大島～利島間

（大島側）東京都大島町元町二丁目二〇番三一号地先

（利島側）東京都利島村二四三九地先

二　保護区域

次の1から4までに掲げる点を順次に結んだ線及び1に掲げる点と4に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域を除いた線条の左右各五〇メートル以内の区域

1　北緯三四度三一分五三秒東経一三九度一七分八秒一の点

2　北緯三四度三二分一二秒六東経一三九度一七分七秒九の点

3　北緯三四度三二分一二秒四東経一三九度一六分二四秒七の点

4　北緯三四度三一分五二秒八東経一三九度一六分二四秒九の点

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図のとおり

第二号

一　敷設区間

利島～新島間

（利島側）東京都利島村二四三九地先

（新島側）東京都新島村字黒根二三番

二　保護区域

次の1から4までに掲げる点を順次に結んだ線及び1に掲げる点と4に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域を除いた線条の左右各五〇メートル以内の区域

1　北緯三四度三一分五三秒東経一三九度一七分八秒一の点

2　北緯三四度三二分一二秒六東経一三九度一七分七秒九の点

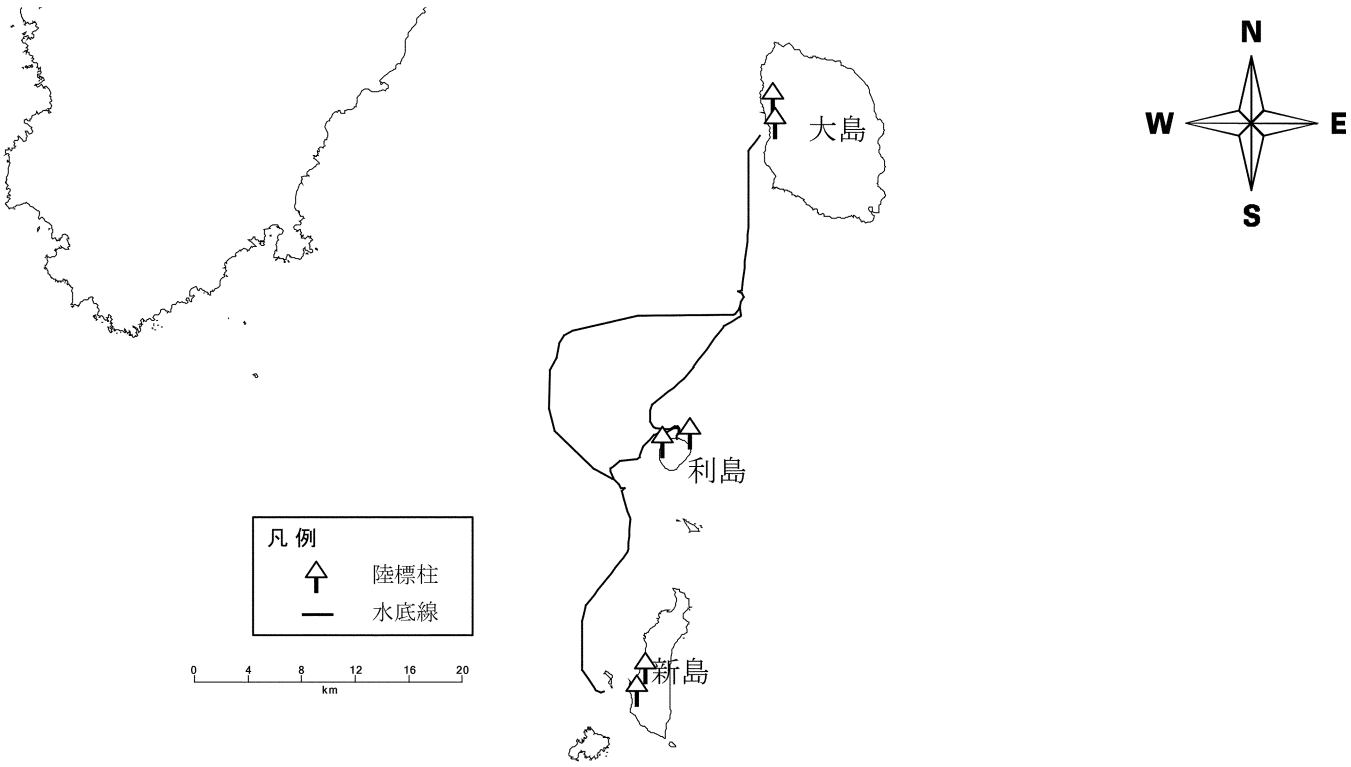
3　北緯三四度三二分一二秒四東経一三九度一六分二四秒七の点

4　北緯三四度三一分五二秒八東経一三九度一六分二四秒九の点

三　敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図のとおり

別図



○**財務省告示第三十号**

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月五日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1353回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,691,370,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,008,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,685,145,917,650円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,006,899,500,400円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月７日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭９厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円83銭１厘４毛
12　償還期限	令和８年４月６日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年１月７日

○**財務省告示第三十一号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十三日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月五日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1354回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,931,850,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で931,900,000,000円、財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で1,999,950,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で868,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,920,878,054,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	864,853,306,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月13日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円62銭４厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円62銭６厘
12　償還期限	令和８年７月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年１月13日

○財務省告示第三十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1355回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で3,661,360,000,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,038,600,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	3,655,270,785,800円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,036,872,808,200円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月13日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭８厘以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円83銭３厘７毛
12	償還期限	令和８年４月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年１月13日

○財務省告示第三十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月五日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1356回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	価格競争入札発行	額面金額で3,681,360,000,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,018,600,000,000円
7	払込金額	
⑴	価格競争入札発行	3,674,874,872,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,016,805,226,800円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月19日
11	発行価格	
⑴	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭２厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭３厘８毛
12	償還期限	令和８年４月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和８年１月19日

○財務省告示第三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月五日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1357回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,612,280,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で687,700,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,587,200,947,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	681,098,080,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月20日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円３銭３厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円４銭
12　償還期限	令和９年１月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年１月20日

○財務省告示第三十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月五日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1358回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,698,770,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,001,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,692,070,926,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	999,386,826,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月26日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円81銭６厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円81銭８厘９毛
12　償還期限	令和８年４月27日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年１月26日

○国土交通省告示第二百五十四号

岡山県から岡南飛行場の施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日　国土交通大臣　金子　恭之

一　申請者の氏名及び住所　岡山県　岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

二　空港の名称及び位置　岡南飛行場　岡山県岡山市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和三十六年運輸省告示第百五十号、昭和三十七年運輸省告示第三百六十九号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十四度三十五分二十七秒　東経百三十三度五十五分五十九秒　標高マイナス〇・四メートル

ロ　着陸帯

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ千三百十九メートル、幅八十メートル）

ハ　滑走路

(1)　長さ　千百九十九メートル

(2)　方位　北八十五度五十九分五十二秒東（真方位）

ニ　進入区域、進入表面、水平表面及び転移表面

(1)　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

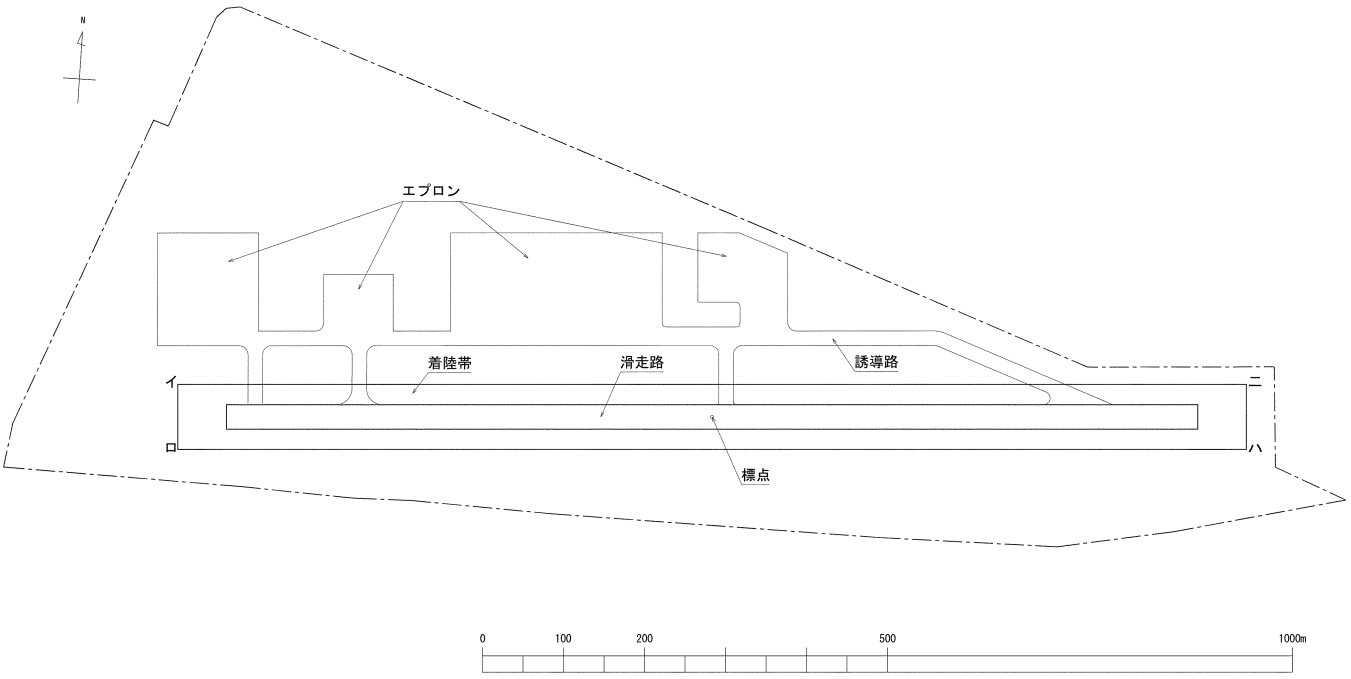
(2)　進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ三十分の一の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

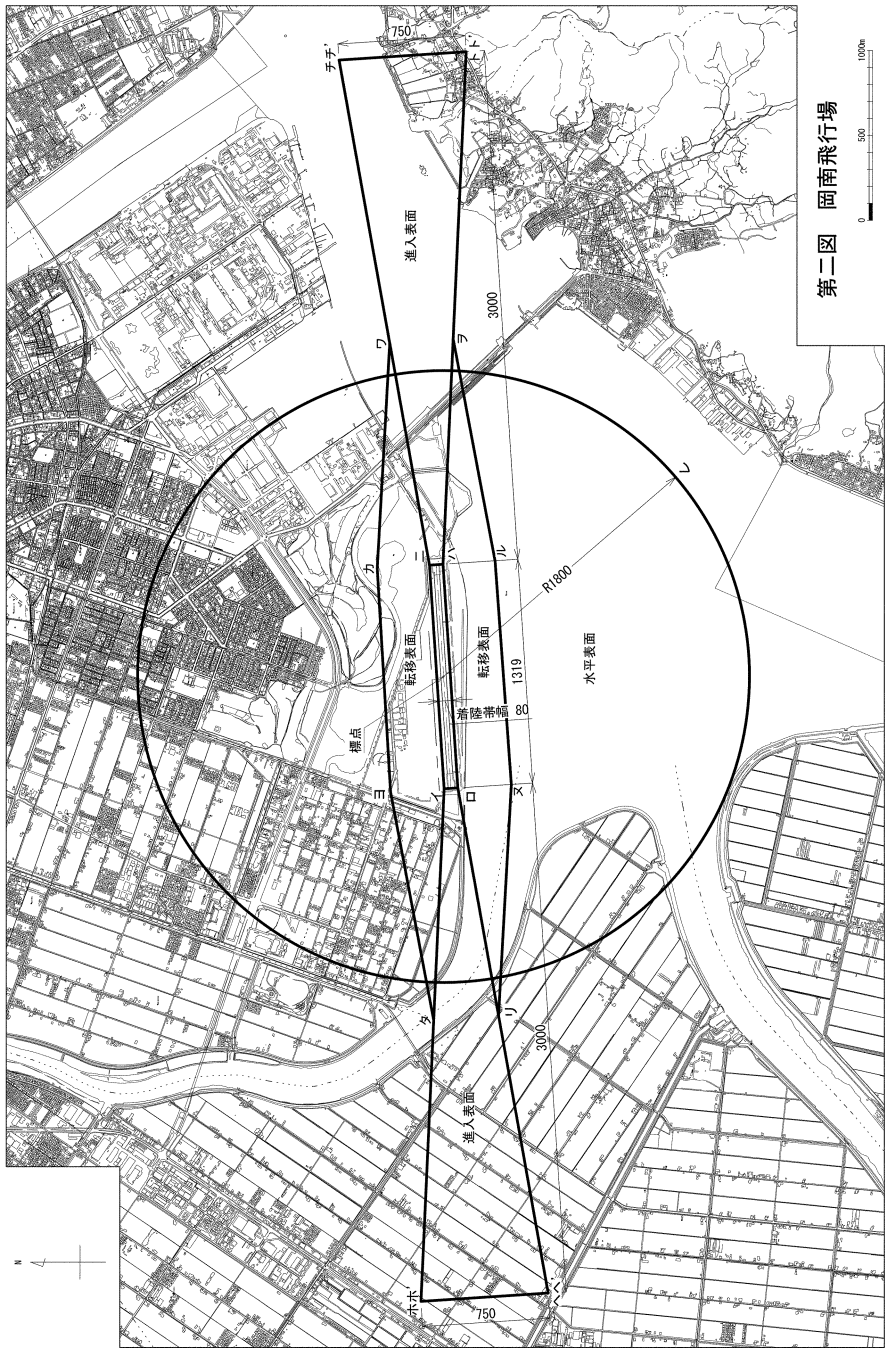
(3)　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千八百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

(4)　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ′及びニチ′並びにロヘ′及びハト′）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和十三年三月三十一日

第一図　岡南飛行場





基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

官　庁　報　告

公　聴　会

岡南飛行場の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第１項の規定により公示する。

令和８年２月５日　　国土交通大臣　金子　恭之

1　事案の内容　令和８年国土交通省告示第254号に係る岡南飛行場の施設変更について

2　日時　令和８年３月17日14時00分

3　場所　岡山県庁分庁舎　岡山県岡山市中区古京町１丁目７番36号

4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を令和８年２月20日17時00分までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。

記

⑴　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者

⑵　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

⑶　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

⑷　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。

⑸　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

⑹　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日13時00分から岡山県庁分庁舎で行い、傍聴券を交付する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

札幌市手稲区曙九条一丁目一番三七号

株式会社T，sプロジェクト

代表清算人　安達　寿幸

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

札幌市白石区東米里二一二四番地二四八

合同会社シンセイ

清算人　宮本　愛

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

北海道小樽市築港一一番五号

株式会社アンジュ

代表清算人　安達　寿幸

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

青森県青森市大字石江字岡部六九番地五四

メープルハイツ一〇一号

特定非営利活動法人あおもり癒しの広場

清算人　田中沙音子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷八丁目一番地の一

有限会社白鳥餅店

清算人　白鳥　慶記

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

福島県喜多方市塩川町中屋沢字道久乙一八一〇番地の二

株式会社白光ヘルスセンター

代表清算人　渡部　至

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

茨城県稲敷市蒲ヶ山四五―一〇

ｍｙｓｉｇ合同会社

清算人　杉田　陽子

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

栃木県宇都宮市二番町二番七号

アサヒタクシー株式会社

代表清算人　笠原　正人

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

栃木県宇都宮市平出工業団地四四番四一

株式会社アサヒオートサービス

代表清算人　笠原　正人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

栃木県宇都宮市東宝木町九番二〇号レジデンス東宝木一〇三　株式会社hareyaka

代表清算人　狐塚あず紗

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

埼玉県川口市並木三丁目一七番二三号

美生堂合同会社

代表清算人　王　振国

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

埼玉県川越市南台二丁目四番地四三

有限会社美栄住建

清算人　保田　英二

解散公告

当法人は、令和八年一月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

千葉県流山市美田二〇九番地の五四

特定非営利活動法人なでしこ会

清算人　望月　繁子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

千葉県野田市野田七八五番地

有限会社あたご不動産

清算人　五十嵐喜三代

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

千葉県茂原市八千代三丁目一三番地九

株式会社竹膳

代表清算人　新沢　敏夫

解散公告

当社は、令和八年一月十四日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

千葉県浦安市日の出五―六―一

合同会社アーテリア

清算人　宋　安向陽

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

一般社団法人ＮＲＲ

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都北区赤羽一丁目五一番二―二〇一号

合同会社オリーブ

清算人　奥津　雅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都世田谷区桜上水三丁目七番一一号

株式会社保険医学総合研究所

代表清算人　佐々木光信

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都新宿区新宿一丁目一八番一〇号

株式会社橋場電機商会

代表清算人　橋場　章

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都町田市原町田五丁目二番二二号

株式会社ソーシャルノードラボ

代表清算人　深井ふみ子

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

ＮＲＲ1特定目的会社

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二五階

サターンパートナーズ株式会社

代表清算人　竹内　剛毅

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

榛名の森太陽光発電所合同会社

清算人　ヴァルツエヒャ・ヤン・マーテン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都西東京市芝久保町一丁目一六―一二

カーサ・チェリー一〇二号室

合同会社HMA

清算人　西本　竜也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都板橋区氷川町二九番七号

株式会社アップドラフト

代表清算人　古川　大介

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日付で総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都港区白金一丁目一七番一号一四〇二

ＨｏｍｅＨｏｏｋ合同会社

清算人　小寺沙弥香

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都港区白金四丁目一番八号

有限会社稲岡商店

清算人　稲岡　良健

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしました。つきましては、当法人に対する債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。この期間内に申出がないときは、清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号　浜松町ダイヤビル二Ｆ

一般社団法人日本アイスクロスダウンヒル協会

代表清算人　齋藤　優

解散公告

当法人は、令和七年十二月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

一般社団法人高度情報技術研究会

代表清算人　下川　飛翔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一三番六号

両善不動産株式会社

代表清算人　松本　憲臣

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都新宿区西新宿一―一―六―一一〇四

Ｌｏｋｋａ株式会社

代表清算人　横倉　弘和

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都練馬区関町北五丁目六番七号関町マンション四〇二Ｅ

久実文化株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都台東区上野三丁目一一番五号

途游日本株式会社

代表清算人　郭　子　文

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都三鷹市大沢三丁目二番五号

株式会社ＭＦコンサルティング

代表清算人　峯岸　一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都渋谷区渋谷三丁目二七番四ナカヤビル二〇三号室

株式会社ＩＺ

代表清算人　北村　直輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都千代田区外神田六丁目九番五号大陸ビル四階

マルエン株式会社

代表清算人　巩　琳

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都世田谷区中町四丁目一番一七―二号

株式会社スターエージェント

代表清算人　菅沼　星

解散公告

当社は、令和七年十一月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号

Ｔｗｉｌｉｇｈｔ　ａｒｃ合同会社

清算人　コウサンサン

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都台東区北上野二丁目二一番八号

パールビルサービス株式会社

代表清算人　大久保　稔

解散公告

当社は、令和七年十二月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

神奈川県藤沢市鵠沼海岸三丁目一三番九号

Ｌｕｍｉｎａｄｅａ合同会社

清算人　鈴木　光文

第58期決算公告　　令和８年２月５日

札幌市中央区北十二条西二十丁目２番１号

星野水産株式会社

代表取締役　藤田　靖

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	590,637
	固定資産	317,369
	合計	908,006
負債及び純資産の部	流動負債	201,096
	固定負債	8,269
	（役員退職慰労引当金）	(8,269)
	株主資本	698,640
	資本金	45,000
	利益剰余金	653,640
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	642,390
	（うち当期純利益）	(77,086)
	合計	908,006

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

神奈川県川崎市麻生区栗木台五丁目五番一号

有限会社池上

清算人　田中由美子

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

岐阜県関市西旭ケ丘四番四号　株式会社絆

代表清算人　水流　美幸

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

岐阜市加納西広江町一丁目六番地六

株式会社Ｒｏｃｋｅａｕ

代表清算人　水野　貴也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

静岡県焼津市小浜二〇八―九

井村食品株式会社

代表清算人　井村　礼慈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

三重県四日市市大字塩浜一〇〇八番地二

コスモサニー有限会社

清算人　馬路ひとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪府豊中市刀根山一丁目二番三五号

有限会社ビルド・カラー工芸

清算人　湯瀬　豊

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪市大正区三軒家東二丁目二番一一号

株式会社美馬建設

代表清算人　美馬　智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪市此花区高見一丁目六番二七―一二〇七

Ｈｕｍａｎ　Ｔｏｇｅｔｈｅｒ株式会社

代表清算人　新田　啓介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪府高槻市芥川町二丁目一番一九―九〇一号

サンメド合同会社

清算人　内山　鉄朗

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪市福島区福島五丁目一七番三〇号

株式会社大阪チアー

代表清算人　喜多　敏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪市生野区生野西二丁目五番一四号田中ビル三階一号

Ｎｏｒｔｈｅｍ Ｅｌｅｃｔｒｉｃ ａｎｄ Ｐｏｗｅｒ株式会社

代表清算人　楊　民挙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

大阪市西区新町一丁目七―三

株式会社ミニチュアポット

代表清算人　福田　朋美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

兵庫県三木市吉川町有安三〇三番

株式会社ひいらぎ

代表清算人　吉井　有紀

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

兵庫県加古郡稲美町六分一　一一七八番地の四四五

有限会社明友

清算人　中谷　秀典

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

鳥取県米子市石州府七五九番地二三

株式会社ヒラックス

代表清算人　平山　陽二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

広島市佐伯区倉重二丁目八五八番地

ハヤテ実業有限会社

清算人　橋本　早苗

第32期決算公告

令和８年２月５日

札幌市中央区北十二条西二十丁目１番10号

株式会社鮮舟水産

代表取締役　広田　修

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	325,699
	固定資産	21,092
	合計	346,791
負債及び純資産の部	流動負債	120,087
	固定負債	157,196
	株主資本	69,508
	資本金	10,000
	利益剰余金	59,508
	その他利益剰余金	59,508
	（うち当期純利益）	(5,785)
	合計	346,791

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

福岡県北九州市八幡西区上上津役三丁目一〇番三〇号

特定非営利活動法人アニマルホームｏｈａｎａ

代表清算人　須藤麻衣子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

福岡県築上郡築上町大字西八田一〇二番地四

有限会社ＣＲＥＡ

清算人　繁永　絹代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

長崎県諫早市久山町一二四七番地一

株式会社ＤａｉｋｏｎＭｅｄｉｃａ

代表清算人　平　十代記

解散公告

当社は、令和八年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

熊本県菊池郡大津町大字室字狐平一六三九番地二　サンユー・ディ・エス株式会社

代表清算人　長畑　博之

解散公告

当社は令和七年十二月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一一〇一番地一二　有限会社ステップ

清算人　工藤　博文

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

鹿児島市上荒田町二三番八号リファレンス上荒田一〇二号室

特定非営利活動法人自立生活センターてくてく

清算人　川﨑　良太

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

鹿児島市錦江町二番四号　三幸ホーム有限会社

清算人　田邊　万男

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

沖縄県宜野湾市真志喜三丁目七番一六―四〇六号ポートヴィラ真志喜

有限会社エス・ビー・エム

代表清算人　真形　好喜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

沖縄県那覇市字大道一五一番地の六　有限会社セイヤ

清算人　金城　正安

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

沖縄県那覇市前島二丁目二三番地五号メゾンハピネス三Ｂ号室　株式会社言味堂

代表清算人　センギョウシュン

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都北区赤羽南一丁目九番一一号赤羽南ビル三階　医療法人社団健森会

清算人　坪倉　栄

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

和歌山県海南市鳥居二三七番地　医療法人博仁会

清算人　川村　仁志

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

東京都清瀬市中里三丁目八九二番地七　清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合

代表清算人　並木　一エ

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

福井県三方上中郡若狭町島の内第一四号二番地　農事組合法人ＭＭＫ

清算人　熊谷　竜太

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月五日

愛知県尾張旭市霞ケ丘町南一一三番地　医療法人Ｃｏｕ

清算人　髙橋　一弘

第 65 期 決 算 公 告

令和８年２月５日　札幌市中央区北十二条西二十丁目２番１号

株式会社やまた水産

代表取締役　高桑　秀輝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	204,627	流動負債	54,252
固定資産	49,928	固定負債	27,213
		（退職給付引当金）	(13,810)
		（役員退職慰労引当金）	(3,103)
		株主資本	173,091
		資本金	30,000
		資本剰余金	4,107
		その他資本剰余金	4,107
		利益剰余金	138,983
		利益準備金	9,500
		その他利益剰余金	129,483
		（うち当期純利益）	(36,725)
資産合計	254,556	負債・純資産合計	254,556

第 13 期 決 算 公 告

2026年２月５日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号大手町ビル９階

ロングライフリゾート株式会社

代表取締役社長　遠藤　拓馬

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年10月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,775	流動負債	4,819,547
固定資産	2,193,691	賞与引当金	2,243
		その他	4,817,304
		固定負債	1,334
		退職給付引当金	1,334
		株主資本	△ 2,588,415
		資本金	100,000
		利益剰余金	△ 2,688,415
		その他利益剰余金	△ 2,688,415
		（うち当期純損失）	（238,838）
資産合計	**2,232,466**	**負債・純資産合計**	**2,232,466**

第21期決算公告　　令和７年12月12日
東京都新宿区西新宿六丁目６番３号
株式会社テクノソリューションズ
代表取締役　大眉　　博
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	501,255
	固定資産	49,976
	資産合計	551,231
負債及び純資産の部	流動負債	365,968
	固定負債	27,408
	株主資本	157,855
	資本金	30,000
	利益剰余金	129,855
	利益準備金	1,180
	その他利益剰余金	128,674
	（うち当期純利益）	(24,329)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	551,231

第56期決算公告
令和８年２月５日
埼玉県久喜市東大輪1791
昭和管工株式会社
代表取締役　下池日出雄
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	663,172
	固定資産	237,742
	合計	900,914
負債及び純資産の部	流動負債	59,391
	固定負債	119,309
	株主資本	722,214
	資本金	20,000
	利益剰余金	737,896
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	707,896
	（うち当期純利益）	(48,328)
	自己株式	△35,682
	合計	900,914

第73期決算公告
令和８年２月５日
仙台市若林区荒井東二丁目13番地の１
産電工業株式会社
代表取締役　髙橋　昌勝
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,995,839
	固定資産	1,760,184
	合計	5,756,023
負債及び純資産の部	流動負債	1,852,824
	固定負債	1,129,314
	株主資本	2,773,885
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,673,885
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,648,885
	（うち当期純利益）	(270,420)
	合計	5,756,023

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年２月５日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保1155	株式会社ＬＩＶＳＴＹＬＥＰＲＯＤＵＣＥ	北海道知事石狩(1)8966	代表取締役川端基英	北海道札幌市中央区南４条西23―１―18	1000万円
令７不保1156	咲ＲＯＯＭ	岩手県知事(1)2757	作山進	岩手県八幡平市野駄３―298―１	1000万円
令７不保1157	有限会社コスモネット２１	福島県知事(4)2614	代表取締役小針敏英	福島県郡山市横塚２―15―46	1000万円
令７不保1158	有限会社プラステン	茨城県知事(4)6398	代表取締役加藤宏実	茨城県小美玉市羽刈213―36	1000万円
令７不保1159	有限会社ワコー不動産ショップ	群馬県知事(5)6508	代表取締役福田和俊	群馬県太田市大原町692―６	1000万円
令７不保1160	株式会社Ａｒｃ	群馬県知事(1)7744	代表取締役柳田敏秀	群馬県高崎市箕郷町東明屋461―１	1000万円
令７不保1161	ＳＩＢＵＳＡＷＡＳＴＹＬＥ株式会社	群馬県知事(1)7851	代表取締役渋澤恒介	群馬県前橋市石倉町５―４―18	1000万円
令７不保1162	平田住研	埼玉県知事(4)20326	平田武男	埼玉県東松山市岩殿1193―１	1000万円
令７不保1163	株式会社アールシーコーポレーション	千葉県知事(5)14000	代表取締役今村勲	千葉県木更津市請西東３―17―12	1000万円
令７不保1164	株式会社ＺＹＮＡＳ	千葉県知事(1)17771	代表取締役渡辺康平	千葉県船橋市前原東１―７―17	1000万円
令７不保1165	有限会社トラスティング・リレイション	東京都知事(5)82021	代表取締役柳本将秀	東京都渋谷区代々木２―11―５	1000万円
令７不保1166	株式会社シーラテクノロジーズ	東京都知事(4)90414	代表取締役湯藤善行	東京都渋谷区広尾１―１―39	1000万円
令７不保1167	株式会社プライム住販	東京都知事(3)93745	代表取締役津田聰	東京都練馬区高松４―20―15	1000万円
令７不保1168	株式会社木下ホームズ	東京都知事(3)94849	代表取締役小原幸子	東京都武蔵野市吉祥寺北町１―17―２	1000万円
令７不保1169	吉景不動産株式会社	東京都知事(2)98153	代表取締役大山真季	東京都江東区豊洲３―４―１	1000万円
令７不保1170	大林株式会社	東京都知事(2)98327	代表取締役高元龍一	東京都豊島区北大塚２―12―１	1000万円
令７不保1171	ＣａｒｅｏＬｉｎｋ株式会社	東京都知事(2)98568	代表取締役浦口賢一	東京都大田区山王１―31―２	1000万円
令７不保1172	株式会社晴建	東京都知事(2)98755	代表取締役荒川雅晴	東京都港区赤坂１―４―10	1000万円
令７不保1173	株式会社ライジング	東京都知事(2)101996	代表取締役小笠原清人	東京都町田市南町田５―５―１	1000万円
令７不保1174	株式会社アセットレジデンシャル	東京都知事(1)104958	代表取締役梅本幸佑	東京都新宿区西新宿３―15―５	1000万円
令７不保1175	株式会社インテック	東京都知事(1)105288	代表取締役千葉篤史	東京都東久留米市八幡町２―10―２	1000万円
令７不保1176	株式会社バリューアップリアルターズ	東京都知事(1)105289	代表取締役手取瑞恵	東京都渋谷区広尾１―13―13	1000万円
令７不保1177	ライトエステイト合同会社	東京都知事(1)105513	代表社員浦太介	東京都渋谷区円山町20―５	1000万円
令７不保1178	株式会社ＮＯＡＨＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	東京都知事(1)105583	代表取締役今野雄亮	東京都渋谷区西原３―７―５	1000万円

令７不保1179	株式会社Ｔａｓｋ８	東京都知事(1)106837	代表取締役 大﨑功一	東京都千代田区神田駿河台２―１―19	1000万円
令７不保1180	和金資本株式会社	東京都知事(1)106913	代表取締役 艾静	東京都千代田区神田鍛冶町３―３―１	1000万円
令７不保1181	稲葉不動産仲介	東京都知事(1)108660	稲葉寛史	東京都多摩市永山２―23―37	1000万円
令７不保1182	株式会社三木	東京都知事(1)108750	代表取締役 高山美帆	東京都台東区東上野３―13―２	1000万円
令７不保1183	有限会社すわ製作所	東京都知事(1)109847	取締役 眞田大輔	東京都町田市金井５―31―８	1000万円
令７不保1184	Ｓｕｒｆａｎｄ Ｓｎｏｗ合同会社	東京都知事(1)109894	代表社員 株式会社リカルド・トッサーニ・アーキテクチャー職務執行者トッサーニ敦子	東京都目黒区青葉台３―17―７	1000万円
令７不保1185	有限会社平安総合コンサルタント	神奈川県知事(3)27649	代表取締役 出口安沖	神奈川県横浜市南区六ツ川１―146	1000万円
令７不保1186	不動産売却アシスト株式会社	山梨県知事(1)2537	代表取締役 金丸玲菜	山梨県甲斐市長塚29―２	1000万円
令７不保1187	ランド・ツバサ	新潟県知事(4)4853	渡邉康二	新潟県新潟市中央区姥ケ山６―10―８	1000万円
令７不保1188	株式会社トップライズ	新潟県知事(4)4871	代表取締役 大滝充司	新潟県新潟市秋葉区川口2000	1000万円
令７不保1189	有限会社インテリア総合建築	福井県知事(3)1599	代表取締役 高島真一	福井県敦賀市津内町２―10―７	1000万円
令７不保1190	宮崎土地建物	長野県知事(9)3158	宮崎拓男	長野県上田市真田町本原612―１	1000万円
令７不保1191	オグチ土地建物	長野県知事(11)2520	小口留子	長野県松本市中央２―２―８	1000万円
令７不保1192	貴野株式会社	長野県知事(2)5501	代表取締役 中島崇伸	長野県松本市岡田松岡396―１	1000万円
令７不保1193	有限会社東光不動産	静岡県知事(9)6672	代表取締役 宮城島光二	静岡県静岡市葵区西草深町34―22	1000万円
令７不保1194	株式会社ナカノ	静岡県知事(3)13519	代表取締役 中野雅章	静岡県静岡市葵区瀬名１―２―11	1000万円
令７不保1195	株式会社エーシン	静岡県知事(1)14756	代表取締役 前川愛実	静岡県静岡市葵区与一４―５―20	1000万円
令７不保1196	株式会社コスモクレスト	愛知県知事(8)16524	代表取締役 池田和彦	愛知県名古屋市東区葵３―11―６	1000万円
令７不保1197	有限会社リアル・クリード	愛知県知事(4)20528	取締役 橋口俊介	愛知県名古屋市西区名西２―31―18	1000万円
令７不保1198	株式会社ＫＡＮＥＫＯ	愛知県知事(1)26155	代表取締役 金子昌樹	愛知県名古屋市瑞穂区膳棚町３―17―３	1000万円
令７不保1199	タマモ住建株式会社	大阪府知事(8)34550	代表取締役 滝上富士雄	大阪府堺市堺区中安井町３丁３―３	1000万円
令７不保1200	有限会社ヒヨウ	大阪府知事(7)41996	代表取締役 日用澄尚	大阪府泉大津市森町２―23―７	1000万円
令７不保1201	野村企画	大阪府知事(6)44739	野村賢治	大阪府高槻市川西町１―32―６	1000万円
令７不保1202	アートホーム株式会社	大阪府知事(3)56131	代表取締役 杉本林曠	大阪府大阪市天王寺区六万体町１―24	1000万円
令７不保1203	株式会社スピネーカー	大阪府知事(1)62417	代表取締役 山田博之	大阪府大阪市浪速区大国１―２―21	1000万円
令７不保1204	株式会社幸進	大阪府知事(1)64165	代表取締役 福本博己	大阪府豊中市長興寺南４―９―19	1000万円
令７不保1205	リアレスト	大阪府知事(1)64947	水野雄太	大阪府大阪市都島区片町２―７―29	1000万円
令７不保1206	株式会社Ｈａｐｐｙ	大阪府知事(1)64979	代表取締役 新名直輝	大阪府大阪市西区南堀江１―14―28	1000万円
令７不保1207	株式会社コーストエステート	大阪府知事(1)65314	代表取締役 上嶋明	大阪府枚方市香里ケ丘２―11―１	1000万円
令７不保1208	２ＬＤＫ株式会社	大阪府知事(1)65659	代表取締役 小手川裕	大阪府大阪市中央区南新町２―２―13	1000万円
令７不保1209	株式会社ジャイロ	兵庫県知事(7)202759	代表取締役 渡嘉敷直美	兵庫県宝塚市逆瀬台１―11―４	1000万円
令７不保1210	有限会社ハウジングオフィス神戸	兵庫県知事(5)10933	取締役 徳原英碩	兵庫県神戸市須磨区月見山本町１―５―26	1000万円
令７不保1211	株式会社センチュリーハウジング甲子園店	兵庫県知事(1)204673	代表取締役 藤村奈央	兵庫県西宮市甲子園浦風町16―１	1000万円
令７不保1212	株式会社やまと建築工房	奈良県知事(3)3987	代表取締役 田中幸男	奈良県奈良市帝塚山２―１―23	1000万円
令７不保1213	有限会社イデアコンサルタンツ	岡山県知事(6)4402	取締役 大前智義	岡山県岡山市北区大安寺南町１―９―23	1000万円
令７不保1214	株式会社アートコーポレーション	岡山県知事(3)5471	代表取締役 上田享	岡山県岡山市南区大福908―３	1000万円
令７不保1215	カノエ不動産株式会社	岡山県知事(1)5875	代表取締役 神原秀正	岡山県笠岡市三番町４―24	1000万円
令７不保1216	アンドイディアル株式会社	岡山県知事(1)5884	代表取締役 千木良隆之	岡山県岡山市北区上中野２―23―18	1000万円
令７不保1217	アシストライフ	愛媛県知事(2)5584	森川直樹	愛媛県松山市松前町３―２―２	1000万円
令７不保1218	いえラボ	高知県知事(1)3028	森田健一	高知県高知市越前町２―９―14	1000万円
令７不保1219	株式会社エステートｅｎ	福岡県知事(4)15757	代表取締役 浦起美代	福岡県福岡市中央区地行浜２―２―４	1000万円
令７不保1220	株式会社光季コーポレーション	福岡県知事(1)19293	代表取締役 門司美紀	福岡県福岡市中央区高砂２―６―４	1000万円
令７不保1221	建築工房ゼロ株式会社	福岡県知事(2)19491	代表取締役 森山道也	福岡県福岡市東区下原１―13―２	1000万円
令７不保1222	合同会社オフィス・カナ	沖縄県知事(3)4182	代表社員 金城敏夫	沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山384	1000万円
令７不保1223	株式会社てぃちなー	沖縄県知事(1)5377	代表取締役 知名江里香	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1440	1000万円

第 39 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
東京都三鷹市牟礼三丁目３番２号
株式会社キャトル
代表取締役　出相　昭治

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,558
	固定資産	536
	合計	70,094
負債及び純資産の部	流動負債	407
	株主資本	69,687
	資本金	30,000
	利益剰余金	39,687
	利益準備金	2,075
	その他利益剰余金	37,612
	（うち当期純損失）	(4,130)
	合計	70,094

第５期決算公告

令和８年２月５日
東京都墨田区江東橋四丁目24番３号
株式会社ハイレックスメディカル
代表取締役　寺浦　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	739,537
	固定資産	14,200
	繰延資産	1,651
	資産合計	755,388
負債及び純資産の部	流動負債	78,158
	（うち賞与引当金）	(8,671)
	固定負債	1,680,000
	株主資本	△1,002,770
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△1,302,770
	（うち当期純損失）	(1,002,770)
	負債・純資産合計	755,388

第１期決算公告

令和８年２月５日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
SureBizCloud株式会社
代表取締役　櫻田　浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,000
	資産合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	15
	負債合計	15
	株主資本	99,985
	資本金	100,000
	利益剰余金	△15
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純損失）	(15)
	純資産合計	99,985
	負債・純資産合計	100,000

第37期決算公告

令和８年２月５日
名古屋市中村区名駅一丁目１番１号
株式会社ティーエーネットワーク
代表取締役　佐川　泰宏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,234,680
	固定資産	146,183
	資産合計	3,380,863
負債及び純資産の部	流動負債	3,216,410
	株主資本	164,453
	資本金	10,000
	利益剰余金	271,120
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	268,620
	（うち当期純損失）	(38,520)
	自己株式	△116,666
	負債・純資産合計	3,380,863

第38期決算公告

令和８年２月５日
大阪市北区梅田一丁目３番１―500号
東京アカデミー七賢出版株式会社
代表取締役　佐川　泰宏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,627,499
	固定資産	44,004
	資産合計	1,671,504
負債及び純資産の部	流動負債	683,148
	返品調整引当金	1,625
	その他	681,523
	株主資本	988,355
	資本金	30,000
	利益剰余金	958,355
	利益準備金	4,800
	その他利益剰余金	953,555
	（うち当期純利益）	(264,339)
	負債・純資産合計	1,671,504

第 1 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
東京都練馬区豊玉北六丁目９番６号
株式会社サトウ商会
代表取締役　佐藤　博樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,570
	固定資産	343
	繰延資産	236
	合計	14,151
負債及び純資産の部	流動負債	1,661
	固定負債	20,000
	株主資本	△7,509
	資本金	1,000
	利益剰余金	△8,509
	その他利益剰余金	△8,509
	（うち当期純損失）	(8,509)
	合計	14,151

第 66 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪市此花区伝法４丁目３番59号
鳳工業株式会社
代表取締役社長　齊藤　伸一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,672,972	流動負債	5,320,638
固定資産	7,398,667	固定負債	1,599,575
		株主資本	13,940,855
		資本金	100,000
		利益剰余金	13,840,855
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	13,815,855
		（うち当期純利益）	(1,336,317)
		評価・換算差額等	1,210,570
		その他有価証券評価差額金	1,210,570
資産合計	22,071,639	負債・純資産合計	22,071,639

第 59 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪市北区梅田一丁目３番１―1200号
株式会社東京アカデミー
代表取締役　佐川　泰宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,831,826	流動負債	6,176,073
固定資産	1,939,375	負債合計	6,176,073
有形固定資産	341,418	株主資本	2,595,129
無形固定資産	54,737	資本金	40,000
投資その他の資産	1,543,219	利益剰余金	2,555,129
		利益準備金	7,420
		その他利益剰余金	2,547,709
		（うち当期純損失）	(91,178)
		純資産合計	2,595,129
資産合計	8,771,202	負債・純資産合計	8,771,202

第 31 期 決 算 公 告

令和８年２月５日　山口県下関市小月小島二丁目３番17号
西日本ニチモウ株式会社
代表取締役　北條　智之

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,097,625	流動負債	2,669,154
固定資産	638,717	固定負債	81,871
		株主資本	927,370
		資本金	347,500
		資本剰余金	67
		資本準備金	67
		利益剰余金	579,803
		利益準備金	52,016
		別途積立金	113,000
		その他利益剰余金	414,787
		（うち当期純利益）	(101,439)
		評価・換算差額等	57,946
資産合計	3,736,343	負債・純資産合計	3,736,343

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月19日　島根県浜田市下府町1820番16
株式会社ハイレックス島根
代表取締役　西川　典孝

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,787,872	流動負債	1,105,376
固定資産	745,779	賞与引当金	71,711
		その他	1,033,665
		固定負債	40,471
		退職給付引当金	19,409
		株主資本	1,387,804
		資本金	450,000
		資本剰余金	450,000
		資本準備金	450,000
		利益剰余金	487,804
		利益準備金	1,030
		その他利益剰余金	486,774
		（うち当期純損失）	(45,189)
資産合計	2,533,651	負債・純資産合計	2,533,651

決　算　公　告

令和８年２月５日
京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町296番地　四条堀川ビル５階
株式会社リトルコンシェル
代表取締役　三田　昌徳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,396
	固定資産	7,074
	合計	88,471
負純資産及び債のび部	流動負債	23,800
	固定負債	100,480
	株主資本	△ 35,809
	資本金	7,500
	利益剰余金	△ 43,309
	その他利益剰余金	△ 43,309
	（うち当期純利益）	(20,934)
	合計	88,471

第 14 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
東京都品川区大井一丁目47番１号
株式会社コージーネット
代表取締役　倉石　晃壮

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,621
	資産合計	119,621
負純資産及び債のび部	流動負債	41,389
	固定負債	9,984
	株主資本	68,247
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,247
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	55,747
	（うち当期純利益）	(23,634)
	負債・純資産合計	119,621

第 95 期決算公告

令和８年２月５日
東京都豊島区西池袋一丁目11番１号
大東廣告株式会社
代表取締役　佐川　泰宏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,005,821
	固定資産	47,734
	合計	1,053,555
負純資産及び債のび部	流動負債	331,721
	株主資本	721,834
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	817,082
	利益準備金	143
	その他利益剰余金	816,938
	（うち当期純損失）	(10,877)
	自己株式	△155,248
	合計	1,053,555

第 83 期決算公告

令和８年２月５日
大阪市北区梅田一丁目１番３－1500号
大阪駅前第３ビル15階
シコー株式会社
代表取締役　白石　忠臣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,529,343
	固定資産	3,165,235
	合計	7,694,578
負純資産及び債のび部	流動負債	3,154,957
	固定負債	2,240,054
	株主資本	2,299,567
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	2,179,567
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	2,149,567
	（うち当期純利益）	(116,624)
	合計	7,694,578

第 37 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪市西区江戸堀三丁目３番１号
株式会社アルゴセキュリティー
代表取締役　赤嶺　晴久

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	287,107
	固定資産	229,686
	繰延資産	294
	合計	517,088
負純資産及び債のび部	流動負債	102,536
	固定負債	268,193
	株主資本	146,359
	資本金	10,000
	利益剰余金	136,359
	その他利益剰余金	136,359
	（うち当期純利益）	(25,407)
	合計	517,088

第 15 期決算公告

令和８年２月５日
大阪市平野区西脇四丁目１番50号
Ｋｕｌａｍ株式会社
代表取締役　佐々木一眞

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,247
	固定資産	535,532
	合計	589,780
負純資産及び債のび部	流動負債	50,366
	固定負債	330,206
	株主資本	211,182
	資本金	3,000
	利益剰余金	209,182
	その他利益剰余金	209,182
	（うち当期純利益）	(33,479)
	自己株式	△ 1,000
	評価・換算差額等	△ 1,974
	合計	589,780

第 22 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪市此花区伝法４丁目３番59号
鳳エンジニアサービス株式会社
代表取締役社長　西樂　康

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	101,020
	固定資産	20,704
	合計	121,724
負純資産及び債のび部	流動負債	29,273
	株主資本	92,451
	資本金	20,000
	利益剰余金	72,451
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	67,451
	（うち当期純利益）	(11,608)
	合計	121,724

第 62 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪府羽曳野市川向2060番地の１
丸倉化成株式会社
代表取締役　白石　忠臣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	444,876
	固定資産	74,154
	合計	519,031
負純資産及び債のび部	流動負債	337,341
	固定負債	102,451
	株主資本	79,238
	資本金	16,500
	利益剰余金	62,738
	利益準備金	5,015
	その他利益剰余金	57,723
	（うち当期純損失）	(20,397)
	合計	519,031

第 59 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
大阪府羽曳野市川向2060番地の１
ポリタイ化学株式会社
代表取締役　白石　忠臣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	444,913
	固定資産	151,901
	合計	596,814
負純資産及び債のび部	流動負債	110,520
	固定負債	328,515
	株主資本	157,779
	資本金	20,000
	利益剰余金	137,779
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	132,779
	（うち当期純利益）	(14,000)
	合計	596,814

第 74 期 決 算 公 告

令和８年２月５日
福島県いわき市平字二町目４番地
株式会社平タクシー
代表取締役　吉田　憲一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,104
	固定資産	927
	資産合計	21,031
負純資産及び債のび部	流動負債	17,700
	固定負債	1,472
	株主資本	1,858
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,141
	利益準備金	430
	その他利益剰余金	△8,571
	（うち当期純損失）	(5,955)
	負債・純資産合計	21,031

合併公告

令和８年２月５日
福島県いわき市平字二町目四番地六
株式会社平タクシー
代表取締役　吉田　憲一
（甲）
福島県いわき市平字二町目四番地六
株式会社平タクシー
代表取締役　吉田　憲一
（乙）

（甲）と（乙）は、令和８年八月一日を合併の日として合併することを決議しました。

（甲）は、令和８年三月三十一日に（甲）の株主に対し、その所有する（甲）の株式に代えて、（甲）の株式を発行し、（甲）の株主に対し、その所有する（甲）の株式に代えて、（甲）の株式を発行します。

（甲）は、（乙）の発行済株式の全部を取得し、（乙）の株主に対し、その所有する（乙

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億九千四百四十七万一千四百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

株式会社ミニミニ

代表取締役　大原　輝之

第49期決算公告

令和８年２月５日

東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

株式会社ミニミニ

代表取締役　大原　輝之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,181,444
	固定資産	1,406,701
	繰延資産	50
	合計	13,588,196
負純資債及産のび部	流動負債	1,073,548
	株主資本	12,514,648
	資本金	50,000
	利益剰余金	12,464,648
	その他利益剰余金	12,464,648
	（うち当期純利益）	(960,772)
	合計	13,588,196

第37期決算公告

令和８年１月９日

山口県下関市長府扇町12番22号

株式会社新成測量設計

代表取締役　弘中　武之

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	94,187
	固定資産	55,354
	繰延資産	292
	資産合計	149,834
負純資債及産のび部	流動負債	15,342
	固定負債	46,810
	株主資本	87,682
	資本金	6,000
	利益剰余金	81,682
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	80,782
	（うち当期純利益）	(10,966)
	負債・純資産合計	149,834

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百四十九万五千十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番一号

ＩｓｓｕｅＨｕｎｔ株式会社

代表取締役　横溝　一将

第11期決算公告

令和８年２月５日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目８番１号

ＩｓｓｕｅＨｕｎｔ株式会社

代表取締役　横溝　一将

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	42,398
	固定資産	25,790
	合計	68,189
負純資債及産のび部	流動負債	40,949
	固定負債	22,372
	株主資本	4,867
	資本金	83,783
	資本剰余金	83,483
	資本準備金	83,483
	利益剰余金	△162,398
	その他利益剰余金	△162,398
	（うち当期純損失）	(54,719)
	合計	68,189

第20期決算公告

令和７年12月16日

福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目28－６

株式会社日本画像配信

代表取締役　手島　秀忠

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	136
	固定資産	11
	資産合計	147
負純資債及産のび部	流動負債	78
	賞与引当金	18
	負債合計	78
	株主資本	69
	資本金	25
	利益剰余金	44
	その他利益剰余金	44
	（うち当期純利益）	(20)
	純資産合計	69
	負債・純資産合計	147

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するカーライフプランニング湘南株式会社（住所神奈川県藤沢市石川六丁目二四番地の一三）に対して当社の自動車販売事業、自動車整備事業（指定自動車整備工場に係る事業を含む）保険代理事業及びこれらに関連する事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

神奈川県藤沢市石川六丁目二四番地の一三

シー・エル・ピー株式会社

代表取締役　知念　太士

第17期決算公告

令和８年２月５日

神奈川県藤沢市石川六丁目24番地の13

シー・エル・ピー株式会社

代表取締役　知念　太士

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	227,685
	固定資産	423,273
	合計	650,959
負純資債及産のび部	流動負債	34,035
	固定負債	688,575
	株主資本	△71,650
	資本金	5,000
	利益剰余金	△76,650
	その他利益剰余金	△76,650
	（うち当期純損失）	(29,869)
	合計	650,959

第８期決算公告

令和８年１月６日

秋田県秋田市八橋南一丁目１番３号

一般社団法人

ＯＮＥ　ＦＯＲ　ＡＫＩＴＡ

理事長　三浦　廣巳

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,375
	固定資産	1,280
	合計	51,655
負味債財及産びの正部	流動負債	16,338
	負債合計	16,338
	一般正味財産	35,317
	正味財産合計	35,317
	合計	51,655

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

岐阜市秋沢一丁目五番地一

株式会社モアナスタッフ

代表取締役　棚橋　功史

第７期決算公告

令和８年２月５日

岐阜市秋沢一丁目55番地１

株式会社モアナスタッフ

代表取締役　棚橋　功史

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,357
	繰延資産	726
	合計	53,083
負純資債及産のび部	流動負債	10,548
	株主資本	42,534
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,534
	その他利益剰余金	2,534
	（うち当期純利益）	(14,813)
	合計	53,083

第21期決算公告

令和８年２月５日

千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地３

スターリンク株式会社

代表取締役　長尾　泰治

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,954,338
	固定資産	250,716
	資産合計	2,205,054
負純資債及産のび部	流動負債	618,617
	賞与引当金	7,543
	固定負債	1,012,634
	株主資本	573,803
	資本金	165,325
	資本剰余金	29,465
	資本準備金	29,465
	利益剰余金	379,013
	その他利益剰余金	379,013
	（うち当期純利益）	(20,743)
	負債・純資産合計	2,205,054

第42期決算公告

令和８年２月５日
名古屋市中川区福川町五丁目２番地
福川商事株式会社
代表取締役　安井　良豊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	72,627
	固定資産	19,642
	合計	92,270
負債及び純資産の部	流動負債	66,618
	固定負債	6,953
	株主資本	18,698
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,698
	その他利益剰余金	8,698
	（うち当期純利益）	(1,500)
	合計	92,270

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億九千百九万千七百九十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日
名古屋市中川区福川町五丁目二番地
福川商事株式会社
代表取締役　安井　良豊

第10期決算公告

令和８年２月５日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー16Ｆ
日本エアープロダクツ株式会社
代表取締役　カート・ルフェヴィア

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	174,591
	固定資産	10,598
	合計	185,190
負債及び純資産の部	流動負債	455,212
	賞与引当金	4,343
	固定負債	25,873
	退職給付引当金	25,873
	株主資本	△295,895
	資本金	50,000
	利益剰余金	△345,895
	その他利益剰余金	△345,895
	（うち当期純損失）	(41,684)
	合計	185,190

第53期決算公告

令和８年２月５日
奈良市中山町西一丁目761番地
岡佐興産株式会社
代表取締役　岡田　啓暉

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,831
	固定資産	158,245
	資産合計	174,077
負債及び純資産の部	流動負債	5,345
	固定負債	171,467
	株主資本	△2,736
	資本金	30,000
	利益剰余金	△32,736
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	△40,236
	（うち当期純利益）	(4,526)
	負債・純資産合計	174,077

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、利益準備金の額を七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日
奈良市中山町西一丁目七六一番地
岡佐興産株式会社
代表取締役　岡田　啓暉

第64期決算公告

令和８年１月16日
神奈川県綾瀬市深谷中九丁目31番36号
巴マシナリー株式会社
代表取締役　三代川敦夫

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	606,864
	固定資産	84,163
	合計	691,028
負債及び純資産の部	流動負債	189,044
	固定負債	71,368
	株主資本	430,615
	資本金	56,000
	利益剰余金	374,615
	利益準備金	11,425
	その他利益剰余金	363,190
	（うち当期純利益）	(19,567)
	合計	691,028

第60期決算公告

令和８年２月５日
福岡県飯塚市潤野1313番地１
株式会社諸原組
代表取締役　田上　雄基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,822
	固定資産	60,926
	資産合計	81,748
負債及び純資産の部	流動負債	678
	固定負債	1,264
	株主資本	79,804
	資本金	20,000
	利益剰余金	59,804
	その他利益剰余金	59,804
	（うち当期純利益）	(5,038)
	負債・純資産合計	81,748

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一千九百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日
福岡県飯塚市潤野一三一三番地一
株式会社諸原組
代表取締役　田上　雄基

第38期決算公告

令和８年２月５日
広島県三次市三良坂町三良坂5042番地６
株式会社ジャパンファシリティ
代表取締役　渡部　彰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,680
	固定資産	74
	合計	5,755
負債及び純資産の部	流動負債	15,923
	固定負債	1,984
	株主資本	△ 12,151
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 22,151
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	△ 22,212
	（うち当期純損失）	(11,260)
	合計	5,755

第17期決算公告

令和８年２月５日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目27番３号
株式会社Ｇ＆Ｒコーポレーション
代表取締役　黒澤　真紀

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,312,602
	固定資産	32,234,289
	資産合計	38,546,891
負債及び純資産の部	流動負債	74,499,087
	株主資本	△35,952,196
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	4,000,000
	資本準備金	4,000,000
	利益剰余金	△44,952,196
	その他利益剰余金	△44,952,196
	（うち当期純損失）	(3,974,339)
	負債・純資産合計	38,546,891

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月五日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目二七番三号
株式会社Ｇ＆Ｒコーポレーション
代表取締役　黒澤　真紀

第10期決算公告

令和８年２月５日
広島市中区広瀬北町３番11号
和光広瀬ビル７階－Ｃ
株式会社リザベーションシステム
代表取締役　渡部　彰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,534
	固定資産	930
	合計	4,464
負債及び純資産の部	流動負債	22,594
	固定負債	—
	株主資本	△ 18,130
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 21,130
	その他利益剰余金	△ 21,130
	（うち当期純損失）	(13,831)
	合計	4,464

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

兵庫県西宮市本町九番三―三〇二号

ソコニル株式会社

代表取締役　井上　貴文

第５期決算公告

令和８年２月５日

兵庫県西宮市本町９番３―302号

ソコニル株式会社

代表取締役　井上　貴文

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,309
	合計	6,309
負純資産の債及び部	流動負債	85
	株主資本	6,224
	資本金	7,000
	利益剰余金	△776
	その他利益剰余金	△776
	（うち当期純利益）	(12,412)
	合計	6,309

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十一頁（号外第二〇一号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月五日

茨城県常陸太田市天下野町2133番地の６

株式会社水府振興公社

代表取締役　藤田　謙二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,059
	固定資産	2,641
	資産合計	36,700
負純資産の債及び部	流動負債	14,968
	固定負債	33,355
	株主資本	△11,623
	資本金	20,000
	利益剰余金	△29,223
	（うち当期純損失）	(3,198)
	自己株式	△2,400
	負債・純資産合計	36,700

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十一頁（号外第二〇一号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月五日

茨城県常陸太田市下河合町一〇一六番地の一

株式会社代表取締役　藤田　謙二

茨城県常陸太田市天下野町二一三三番地の六

代表取締役　藤田　謙二

第４期決算公告

令和７年12月23日

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35―１

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科内

サーブ・バイオファーマ株式会社

代表取締役社長　山田　昌樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	989,463
	固定資産	1,868
	資産合計	991,331
負純資産の債及び部	流動負債	171,505
	株主資本	819,826
	資本金	375,000
	資本剰余金	825,500
	資本準備金	825,500
	利益剰余金	△380,673
	その他利益剰余金	△380,673
	（うち当期純損失）	(14,603)
	負債・純資産合計	991,331

第44期決算公告

令和８年２月５日

名古屋市東区橦木町三丁目22番地

星野楽器株式会社

代表取締役　星野　公秀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,577,833
	固定資産	4,759,103
	合計	23,336,937
負純資産の債及び部	流動負債	1,679,157
	固定負債	1,177,629
	株主資本	20,480,150
	資本金	45,000
	資本剰余金	27,500
	その他資本剰余金	27,500
	利益剰余金	20,407,650
	利益準備金	18,125
	その他利益剰余金	20,389,525
	（うち当期純利益）	(2,075,497)
	合計	23,336,937

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

新潟県新潟市東区はなみずき一丁目一六番一六号

株式会社ｊｅｗｅｌ

代表取締役　濵田　恵

第12期決算公告

令和８年２月５日

新潟県新潟市東区はなみずき一丁目16番16号

株式会社ｊｅｗｅｌ

代表取締役　濵田　恵

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,184
	固定資産	22,933
	資産合計	39,117
負純資産の債及び部	流動負債	6,995
	固定負債	500
	株主資本	31,622
	資本金	20,000
	利益剰余金	11,622
	その他利益剰余金	11,622
	（うち当期純利益）	(5,874)
	負債・純資産合計	39,117

第20期決算公告

令和８年２月５日

大阪府吹田市芳野町５番12号

ＲＦプラズマシステム株式会社

代表取締役　釘宮　誠

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	104,036,334
	固定資産	269,482,843
	資産合計	373,519,177
負純資産の債及び部	流動負債	8,514,931
	固定負債	143,186,250
	負債合計	151,701,181
	株主資本	221,817,996
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	211,817,996
	利益準備金	1,014,000
	その他利益剰余金	210,803,996
	（うち当期純利益）	(16,676,172)
	純資産合計	221,817,996
	負債・純資産合計	373,519,177

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　六十一頁（号外第二二九号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月五日

宮城県宮城郡七ケ浜町遠山一丁目八番三四号

さくら株式会社

代表取締役　高橋　和義

宮城県栗原市若柳字上畑岡一舟戸四一番地の四

株式会社ユニー

代表取締役　小山　城幸

第37期決算公告

令和８年２月５日

宮城県栗原市若柳字上畑岡一舟戸41番地の４

株式会社ユニー

代表取締役　小山　城幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,073
	固定資産	77,722
	合計	156,795
負純資産の債及び部	流動負債	26,245
	固定負債	40,120
	株主資本	90,428
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,228
	その他利益剰余金	83,228
	（うち当期純利益）	(1,631)
	自己株式	△2,800
	合計	156,795

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千五百二万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年三月五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一〇番八号

ＰＩＡＺＺＡ株式会社

代表取締役　矢野　晃平

第10期決算公告

令和８年２月５日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番８号

ＰＩＡＺＺＡ株式会社

代表取締役　矢野　晃平

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	178,073	流動負債	44,279
固定資産	9,034	固定負債	185,926
繰延資産	36	株主資本	△43,062
		資本金	245,025
		資本剰余金	440,255
		資本準備金	385,014
		その他資本剰余金	55,240
		利益剰余金	△728,343
		その他利益剰余金	△728,343
		（うち当期純損失）	（192,534）
資産合計	187,143	負債・純資産合計	187,143

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次とおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月五日

島根県大田市大田町大田イ四三一番地

七　（甲）株式会社島根建材公社

代表取締役　小林　裕典

島根県隠岐郡隠岐の島町飯田有田二七番地　（乙）有限会社隠岐小野田通商

代表取締役　寺戸　隆文

第77期決算公告

令和８年２月５日

島根県大田市大田町大田イ431番地７

株式会社島根建材公社

代表取締役　小林　裕典

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	606,953
	固定資産	671,891
	合計	1,278,845
負債及び純資産の部	流動負債	504,797
	固定負債	392,165
	株主資本	381,882
	資本金	50,000
	利益剰余金	331,882
	利益準備金	12,560
	その他利益剰余金	319,322
	（うち当期純損失）	（4,134）
	合計	1,278,845

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

ただし、減少する全額を資本準備金といたします。

効力発生日は令和八年三月十五日であり、株主総会の決議は令和八年一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

札幌市東区伏古八条三丁目六番二三号

株式会社札幌海鮮丸

代表取締役　飯塚　隆夫

第31期決算公告

令和８年２月５日　　札幌市東区伏古八条三丁目６番23号

株式会社札幌海鮮丸

代表取締役　飯塚　隆夫

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	309,458	流動負債	570,694
固定資産	675,538	固定負債	376,188
繰延資産	364	株主資本	38,479
		資本金	90,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	△111,520
		利益準備金	240
		その他利益剰余金	△111,760
		（うち当期純損失）	（10,169）
資産合計	985,362	負債・純資産合計	985,362

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二十万円、資本準備金の額を二億八千二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

京都府相楽郡精華町精華台七丁目五番地一

イーセップ株式会社

代表取締役　澤村　健一

第12期決算公告

令和８年２月５日

京都府相楽郡精華町精華台七丁目５番地１

イーセップ株式会社

代表取締役　澤村　健一

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	39,755	流動負債	112,864
固定資産	69,632	賞与引当金	23,081
		固定負債	161,140
		株主資本	△167,616
		資本金	100,000
		資本剰余金	390,000
		その他資本剰余金	390,000
		利益剰余金	△637,616
		その他利益剰余金	△637,616
		（うち当期純損失）	（131,736）
		自己株式	△20,000
		新株予約権	3,000
資産合計	109,388	負債・純資産合計	109,388

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都江戸川区北葛西一丁目二二番一七号

（甲）メディカル・ケア・プランニング株式会社

代表取締役　山田　一幸

福島県郡山市八山田西四丁目一八四番地

（乙）ＭＣＰ株式会社

代表取締役　奥田　弓子

第22期決算公告

令和８年２月５日

福島県郡山市八山田西四丁目184番地

ＭＣＰ株式会社

代表取締役　奥田　弓子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	917,419
	固定資産	672,086
	合計	1,589,505
負純資産債及の部	流動負債	219,408
	固定負債	1,149,448
	株主資本	220,647
	資本金	3,000
	利益剰余金	217,647
	その他利益剰余金	217,647
	（うち当期純利益）	(49,277)
	合計	1,589,505

第24期決算公告

令和８年２月５日

東京都江戸川区北葛西一丁目22番17号

メディカル・ケア・プランニング株式会社

代表取締役　山田　一幸

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,140,105
	固定資産	1,132,128
	繰延資産	265,661
	合計	4,537,894
負純資産債及の部	流動負債	1,091,967
	固定負債	2,054,366
	株主資本	1,391,560
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,371,560
	その他利益剰余金	1,371,560
	（うち当期純利益）	(437,995)
	合計	4,537,894

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都台東区根岸二丁目二〇番一〇号

（甲）山青トレーディング株式会社

代表取締役　谷口みのる

東京都台東区根岸二丁目二〇番一〇号シルバードビル二階

（乙）株式会社富士パック

代表取締役　谷口みのる

第32期決算公告

令和８年２月５日

東京都台東区根岸二丁目20番10号シルバードビル２階

株式会社富士パック

代表取締役　谷口みのる

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	104,780
	固定資産	542
	資産合計	105,323
負純資産債及の部	流動負債	16,567
	株主資本	88,755
	資本金	5,000
	利益剰余金	83,755
	その他利益剰余金	83,755
	（うち当期純利益）	(3,135)
	負債・純資産合計	105,323

第10期決算公告

令和８年２月５日

東京都台東区根岸二丁目20番10号

山青トレーディング株式会社

代表取締役　谷口みのる

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	713,388
	固定資産	53,469
	資産合計	766,858
負純資産債及の部	流動負債	556,485
	固定負債	174,500
	株主資本	35,873
	資本金	50,000
	利益剰余金	△14,126
	その他利益剰余金	△14,126
	（うち当期純損失）	(25,179)
	負債・純資産合計	766,858

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月五日

東京都新宿区北新宿二丁目一番二号

（甲）株式会社孝和

代表取締役　松本　陽子

東京都新宿区北新宿二丁目一番二号

（乙）株式会社ヤングパワーズ

代表取締役　松本　陽子

第19期決算公告

令和８年２月５日

東京都新宿区北新宿二丁目１番２号

株式会社ヤングパワーズ

代表取締役　松本　陽子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,531
	固定資産	112,821
	資産合計	141,353
負純資産債及の部	流動負債	36,320
	固定負債	43,531
	株主資本	61,500
	資本金	10,000
	利益剰余金	51,500
	その他利益剰余金	51,500
	（うち当期純利益）	(9,320)
	負債・純資産合計	141,353

第44期決算公告

令和８年２月５日

東京都新宿区北新宿二丁目１番２号

株式会社孝和

代表取締役　松本　陽子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	430,017
	固定資産	240,329
	資産合計	670,346
負純資産債及の部	流動負債	105,605
	固定負債	22,745
	株主資本	541,995
	資本金	10,000
	利益剰余金	531,995
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	531,745
	（うち当期純利益）	(35,185)
	負債・純資産合計	670,346

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月五日

山形県酒田市東町一丁目一八番三号

（甲）株式会社アーバンルック

代表取締役　武田　優

山形県酒田市東町一丁目二五番地の一

（乙）株式会社アーバンデリバリー

代表取締役　高橋　英樹

第34期決算公告

令和８年２月５日

山形県酒田市東町一丁目25番地の１

株式会社アーバンデリバリー

代表取締役　髙橋　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	54,034
	固定資産	37,558
	合計	91,592
負純資産債及の部	流動負債	5,608
	株主資本	85,984
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,984
	その他利益剰余金	75,984
	繰越利益剰余金	75,984
	（うち当期純利益）	(1,032)
	合計	91,592

第38期決算公告

令和８年２月５日

山形県酒田市東町一丁目18番３号

株式会社アーバンルック

代表取締役　武田　優

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	272,169
	固定資産	166,689
	合計	438,858
負純資産債及の部	流動負債	63,454
	固定負債	66,142
	株主資本	309,262
	資本金	40,000
	利益剰余金	269,262
	利益準備金	64
	その他利益剰余金	269,198
	繰越利益剰余金	269,198
	（うち当期純利益）	(18,168)
	合計	438,858

第22期決算公告

令和８年２月５日

愛知県一宮市栄四丁目７番19号

株式会社マルエム商会

代表取締役　西岡　隆夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,953,193
	固定資産	2,568,679
	繰延資産	1,944
	資産合計	**9,523,817**
負債及び純資産の部	流動負債	7,175,248
	固定負債	743,355
	負債合計	**7,918,603**
	株主資本	1,605,214
	資本金	80,000
	資本剰余金	520,389
	資本準備金	520,389
	利益剰余金	1,012,325
	その他利益剰余金	1,012,325
	（うち当期純利益）	(86,992)
	自己株式	△ 7,500
	純資産合計	**1,605,214**
	負債・純資産合計	**9,523,817**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年二月五日

愛知県一宮市栄四丁目七番一九号

（甲）株式会社マルエム商会

代表取締役　西岡　隆夫

愛媛県松山市保免西二丁目七番一号

（乙）株式会社ＴＡＫＵＭＩ

代表取締役　松本　克一

第18期決算公告

令和８年２月５日

愛媛県松山市保免西二丁目７番１号

株式会社ＴＡＫＵＭＩ

代表取締役　松本　克一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,470
	固定資産	5,219
	資産合計	**29,689**
負債及び純資産の部	流動負債	95,961
	固定負債	121,619
	株主資本	△ 187,891
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 190,891
	その他利益剰余金	△ 190,891
	（うち当期純利益）	(15,560)
	負債・純資産合計	**29,689**

第18期決算公告

2026年２月５日

大阪市北区中崎西二丁目４番12号

梅田センタービル25階

日本ロングライフ株式会社

代表取締役社長　炭本　　健

貸借対照表の要旨

（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,893,107
	固定資産	7,521,894
	資産合計	**9,415,001**
負債及び純資産の部	流動負債	5,430,804
	賞与引当金	34,680
	その他	5,396,125
	固定負債	2,316,253
	退職給付引当金	44,882
	その他	2,271,371
	負債合計	**7,747,057**
	株主資本	1,667,944
	資本金	100,000
	資本剰余金	23,435
	その他資本剰余金	23,435
	利益剰余金	1,544,509
	その他利益剰余金	1,544,509
	（うち当期純利益）	(310,565)
	純資産合計	**1,667,944**
	負債・純資産合計	**9,415,001**

決算公告

2026年２月５日

名古屋市中区錦二丁目８番17号

丹羽幸株式会社

代表取締役　松村　陽明

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,383,267
	固定資産	661,123
	資産合計	**2,044,390**
負債及び純資産の部	流動負債	576,640
	固定負債	248,316
	負債合計	**824,956**
	株主資本	1,219,434
	資本金	100,000
	資本剰余金	271,280
	資本準備金	21,280
	その他資本剰余金	250,000
	利益剰余金	1,061,154
	利益準備金	87,500
	その他利益剰余金	973,654
	（うち当期純損失）	(29,395)
	自己株式	△213,000
	純資産合計	**1,219,434**
	負債・純資産合計	**2,044,390**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月五日

名古屋市中区錦二丁目八番一七号

（甲）丹羽幸株式会社

代表取締役　松村　陽明

名古屋市中区錦二丁目八番一七号

（乙）株式会社ニワコートレーディング

代表取締役　小玉　元章

決算公告

2026年２月５日

名古屋市中区錦二丁目８番17号

株式会社ニワコートレーディング

代表取締役　小玉　元章

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	51,428
	資産合計	**51,428**
負債及び純資産の部	流動負債	185
	負債合計	**185**
	株主資本	51,243
	資本金	12,000
	利益剰余金	39,243
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	36,243
	（うち当期純損失）	(298)
	純資産合計	**51,243**
	負債・純資産合計	**51,428**

第19期決算公告

2026年２月５日

大阪市北区中崎西二丁目４番12号

梅田センタービル25階

エルケア株式会社

代表取締役社長　宇野　元博

貸借対照表の要旨

（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,902,175
	固定資産	314,585
	資産合計	**2,216,760**
負債及び純資産の部	流動負債	1,145,775
	賞与引当金	95,358
	その他	1,050,417
	固定負債	248,076
	退職給付引当金	142,302
	その他	105,774
	負債合計	**1,393,851**
	株主資本	822,909
	資本金	10,000
	資本剰余金	322,530
	その他資本剰余金	322,530
	利益剰余金	490,379
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	487,879
	（うち当期純利益）	(183,190)
	純資産合計	**822,909**
	負債・純資産合計	**2,216,760**